

○旧和歌山県議会議事堂管理条例施行規則より

(使用料の減免)

第7条 条例第8条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除するものとする。

- (1) 市及び市教育委員会が主催又は共催する事業に使用するとき。
- (2) 県及び県教育委員会が主催又は共催する事業に使用するとき。
- (3) 国及び地方公共団体で構成する団体等が主催又は共催する事業に使用するとき。
- (4) 「ねごろ歴史の丘」観光推進協議会が主催又は共催する事業に使用するとき。

2 前項の規定により、使用料の免除を受けようとする者は、旧和歌山県議会議事堂使用料減免申請書(様式第4号)をねごろ歴史の丘管理協会に提出し、承認を得なければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第8条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力により施設の使用ができなくなったとき。
- (2) その他ねごろ歴史の丘管理協会がやむを得ない事由があると認めるとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、書面を提出しなければならない。